# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 年
 日

 毎
 日
 日

 毎
 日
 日
 日

 ・
 中
 日
 日

 ・
 小
 日
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

目 次

告 示

ページ

1

1

○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)

〈10・12掲示〉

○保安林の指定予定の通知(10件)

(治山林道課)

落札公告

○落札者等の公告

(健康長寿政

策課)

告

# 高知県告示第808号の2

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別(平成30年10月)の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成30年10月12日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成30年10月12日 (掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

### 高知県告示第834号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐藙ケ市字高瀬山613の1、613の30
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり

とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第835号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 保安林予定森林の所在場所
   安芸郡馬路村馬路字栃谷南平1060の14、1060の19、1060の
   22、字坂本1074の16、1074の17、1079
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字栃谷南平1060の14・字坂本1079(以上2筆について次 の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第836号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡馬路村馬路字己屋谷4092の3から4092の6まで
- 2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字己屋谷4092の3 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第837号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字松ケ瀬3530の1、字弘瀬3531の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字弘瀬3531の1 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第838号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡佐川町黒原字大ツエノ下本谷4902、4903、字葛坂4942、4944、字野津午5113、5114、字南谷口5137

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大ツエノ下本谷4902・字葛坂4944・字野津午5113・ 5114・字南谷口5137 (以上5筆について次の図に示す部分 に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第839号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡佐川町中組字南立石1378の1、1379、字長ミヨ1850の 1、1861、1862、1865の2、1866の2、1876の1、1876の2

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字南立石1378の1・1379・字長ミヨ1850の1・1861・1862・1865の2・1866の2・1876の1・1876の2 (以上9 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第840号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 高岡郡檮原町上折渡632から637まで、652、653、662、663
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

上折渡632・633・662・663 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第841号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 高岡郡四万十町大正大奈路字立野921の1、922の1、字竹ノ谷924の7、924の41、924の62
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。

- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり とする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第842号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町久保川字大森口378の1、602の31、602の35、字井手ノト599の2、600の6

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
  - 字大森口378の1・602の35・字井手ノ上599の2・600の
  - 6 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第843号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

幡多郡大月町一切字坂ノ下67から69まで、字大目廣目207の 4から207の6まで

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂ノ下69・字大目廣目207の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第12条及び高知県特定調達契約事 務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定によ り、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年10月26日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 高知県衛生研究所及び環境研究センター移転等委託業務 一 式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県健康政策部健康長寿政策課 高知市丸ノ内一丁目2番 20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年8月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本通運株式会社高知支店 高知市南竹島町37-7
- 5 随意契約に係る契約金額 87,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

.